

※「達人CubeMiniシリーズ使用許諾契約」の内容は本書の通りですが、契約の成立はインストール時又は初回起動時にお客様が本内容に対して同意したときになります。

【必ずお読みください】

お客様は、この使用許諾契約に基づき株式会社NTT データ（以下、「弊社」といいます）がご提供する「達人CubeMiniシリーズ」（プログラムとマニュアル、以下「本ソフトウェア」といいます）を日本国内で使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）の内容に同意していただく必要があります（同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。）。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、「同意する」ボタンをクリック又は押下してください。

達人CubeMiniシリーズ使用許諾契約

（契約の成立）

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 「同意する」ボタンをクリック又は押下したとき。

（著作権）

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の知的財産権は弊社に帰属し、日本国著作権法並びにその関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されています。

（本ソフトウェア使用の前提条件）

第3条 お客様は、本ソフトウェアを利用するにあたっては、以下の各号いずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 別途弊社が提供するサービスである「達人シリーズ（達人 Cube）」（以下「達人 Cube」といいます）の利用規約に基づく利用契約（以下「利用契約等」といいます）を弊社と締結した者（以下「達人 Cube 契約者」といいます）であって、利用契約等に基づき、弊社が指定したログイン ID、パスワード等を保有していること。
- ② 達人 Cube 契約者が指定したお客様（以下「達人 Cube 契約者」と「お客様」を合わせて「利用者」といいます）であって、達人 Cube 契約者が指定したログイン ID、パスワード等を保有していること。また、お客様は、当該ログイン ID、パスワード等を用いて本ソフトウェアを使用し、達人 Cube を提供する弊社センタ（以下「弊社センタ」といいます）にアクセスするにあたり、以下に同意していること。
 - a. お客様の各種ログイン情報（本ソフトウェアを使用する際のログイン ID、コンピュータ名、IP アドレス等を含むがこれらに限られない）について、弊社センタの故障状況等の分析のために弊社が取得し、使用すること。
 - b. 達人 Cube 契約者（お客様に対してログイン ID、パスワード等を付与した者に限る）がお客様のアクセス状況を確認のために、弊社が当該達人 Cube 契約者へ各種ログイン情報を提供する場合があること。

（使用許諾）

第4条 利用者は、日本国内において、無償で、次の各号に定める非独占的な使用を行うことができます。

- (1) 利用者は、本ソフトウェアを使用することができます。
- (2) 利用者は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、利用者のコンピュータにて用いられる記録媒体に複製（本ソフトウェアのインストールを含む）することができます。

(3) 本契約は、利用者によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。

(禁止事項)

- 第5条 利用者は、本ソフトウェア及びその複製物を、本契約に明示されている場合を除き、譲渡、貸与、リース、公衆送信（ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- 2 利用者は、本ソフトウェアの全部又は一部について、本契約に明示されている場合を除き、複製、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
- 3 利用者は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- 4 利用者は、本ソフトウェアの表示画面及び印刷物を利用した出版物などの作成はできません。
- 5 利用者は、弊社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

(免責)

- 第6条 弊社は、利用者及びその他の第三者に対し、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、及び瑕疵担保責任、契約不適合責任も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 2 弊社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（利用者と第三者との間の紛争を理由に、利用者からなされる請求を含む。）に関しても、弊社は一切の責任を負いません。

(機密保持)

- 第7条 利用者は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、弊社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

(データ等の保全)

- 第8条 利用者は、利用者が本ソフトウェアを使用し、提供、伝送するデータ等については、利用者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、弊社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 2 利用者及び弊社は、本ソフトウェアの提供において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の取扱いにかかる業務を利用者が弊社に委託するものではないことを確認します。
- 3 弊社は、本ソフトウェアの提供において、個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わないものとします。

(本契約及び仕様変更等)

- 第9条 弊社は、本ソフトウェアの仕様を事前に利用者へ通知することなく変更し、または本ソフトウェアの提供を廃止する場合があります。次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者の承諾を得ることなく、本契約およびサービスの内容（達人シリーズ（達人 Cube を含む税務申告ソリューションの総称をいい、以下同じ。）のウェブサイトにて定める本サービスの仕様をいい、以下同じ。）を変更することができるものとします。なお、この場合には、利用者の利用条件、料金その他の提供条件は、変更後の規約によりを適用するものとします。ただし、弊社は当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また達人 Cube

契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本契約及び本サービスの内容の変更が、利用者の利益に適合する場合
 - (2) 本契約及び本サービスの内容の変更が、本契約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 弊社は、前項により本契約及び本サービスの内容を変更する場合には、事前に弊社のホームページその他の弊社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約及び本サービスの内容を変更する旨
 - (2) 変更後の新規約及び新サービスの内容
 - (3) 変更後の規約の効力発生日
- 3 利用者は、本契約及び本サービスの内容の変更に同意しない場合、変更後の規約の効力発生日までに、弊社に対して解除を申し出るものとします。

(第三者提供のサービス)

- 第10条 本ソフトウェアは、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（以下「第三者サービス等」という。）を含みます。
- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、当社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

(弊社からの利用契約の解除)

- 第11条 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
(弊社が指定した期日までに利用者が利用料金等又は遅延損害金を支払わなかった場合を含む)
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し弊社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 第5条（禁止事項）に違反した場合
 - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(契約の終了)

- 第12条 利用者は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。
- 2 前項にかかわらず、利用者が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、利用者は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
- 3 利用者は、理由の如何を問わず、本ソフトウェア使用の終了について弊社に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
- 4 本契約終了後も、第6条（免責）、第7条（機密保持）、第14条（輸出管理）、第15条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第13条 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 弊社は、利用者が第11条（弊社からの利用契約の解除）第1項で定める事由に該当したことにより、本契約の全部又は一部を解除された場合、お客様に損害が生じた場合にも、弊社に何らの請求を行わないものとします。また、弊社に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

(輸出管理)

第14条 利用者は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含みます。）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第15条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所として処理するものとします。

2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(協議等)

第16条 本契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上、当社の示す方針に基づき解決することとします。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

2016年 6月20日制定
2020年 7月 4日改訂
2025年 7月 1日改訂

株式会社NTTデータ